
権限移譲の推進に関するガイドライン

平成24年3月

長崎県

1 策定の趣旨

市町村合併や地方分権改革、地域主権改革が進展し、地方行政を取り巻く環境が大きく変化する中、それぞれの地域の実情に応じた施策を効果的に進めるために、地域のことは地域に住む住民や行政が責任を持って決める（自己決定・自己責任）ことが求められています。

本県ではこれまで、平成13年10月策定の「長崎県権限移譲推進計画」、平成18年12月策定の「長崎県権限移譲推進方針」に基づき、「県と市町の役割分担を明確にし、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な自治体で行う」ことを推進するため、県から市や町への権限移譲に積極的に取り組んできました。

こうした中、さらに市や町において、各々の地域の特色や住民ニーズ、将来のまちづくりの方向性などに応じて、住民サービスの向上や地域課題の解決を図るために、その一助となる手段（ツール）として権限移譲を利用できるようにこのガイドラインを策定しました。

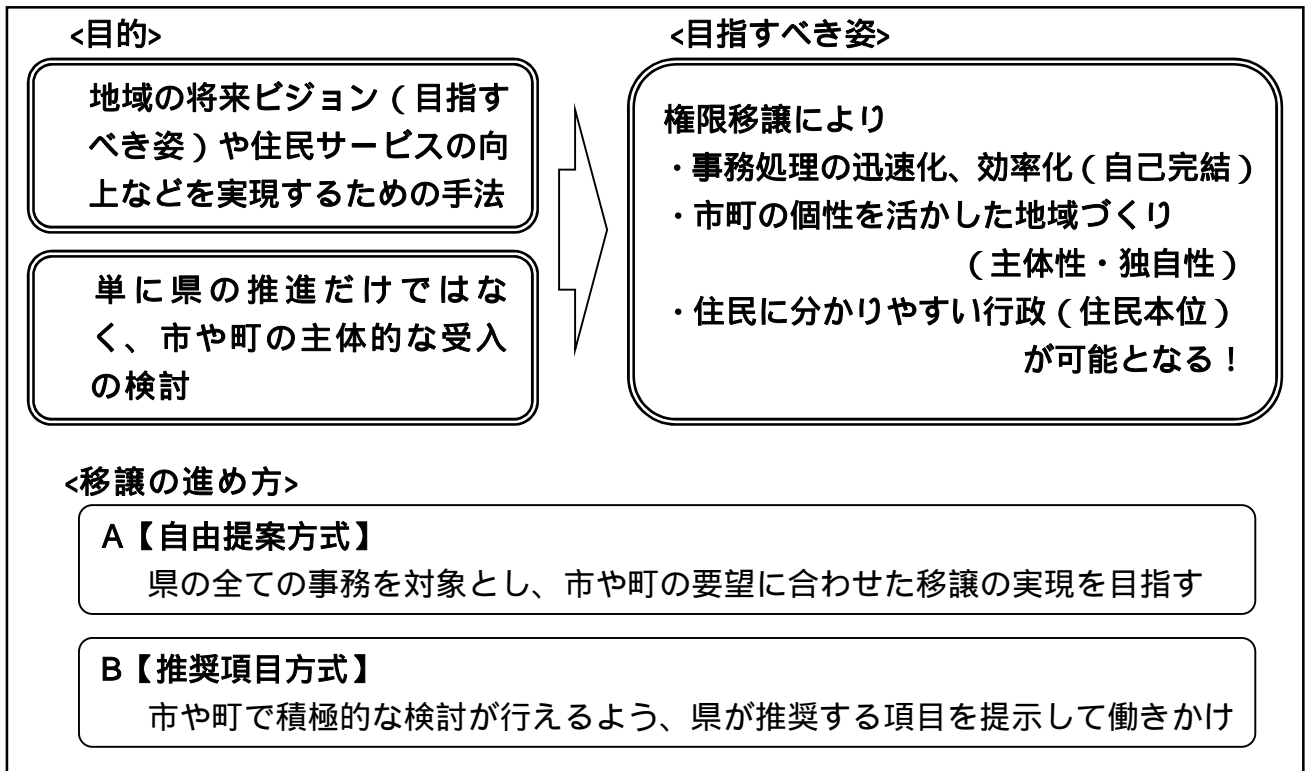
2 権限移譲の基本的な考え方

(1) 目指すべき基礎自治体の姿へ向けて

住民に身近な行政を市や町が担っていく中で、自らの施策を国や県の関与を受けることなく、自ら責任を持って進めるために、必要な権限を持つことが重要であり、そのことが市や町の行政体制のさらなる強化につながります。

県は、そういった取り組みを積極的に支援するため、権限移譲を単に推進するだけではなく、市や町の皆さんが、地域の将来ビジョン（目指すべき姿）や住民サービスの向上などを実現するための手段となるよう推進します。

(2) 権限移譲の考え方



3 ガイドラインの見直し及び移譲実績の公表

毎年度、このガイドラインに基づき、権限移譲を推進します。県内各地域の住民が等しく権限移譲の効果を受けられるよう、より多くの事務をより多くの市や町へ移譲できるように、当該ガイドラインに掲げる移譲の進め方や移譲対象事務などについては、市や町の意見を伺いながら、必要な改正を行います。

また、移譲実績については毎年度公表を行います。

4 移譲の進め方と移譲対象事務

1 移譲の進め方

A 自由提案方式

- ・市町において、特に進めたい分野（農林、福祉、まちづくりなど）についての要望に応じ、市町と県が協議の場を設けて、市町の実情や目的に合った移譲事務を選定し移譲を実現します。この事務の中で、他市町へも推奨する事務があれば、他市町にも推進します。

B 推奨項目方式

- ・住民に最も身近な行政主体である市町が、地域における総合的な行政機関としての役割を担っていけるよう、以下に示す項目選定の考え方に基づき県が推奨する項目を提示し、市町の積極的な検討を支援します。

2 移譲対象事務

(1) 自由提案方式

- ・知事の権限に属する全ての事務を対象とし、市町の現状・実情に合わせた移譲の提案や相談を受け、市町と県がその実現に向けて一緒に協議し移譲を目指していきます。

(2) 推奨項目方式

- ・県において次の視点で積極的に推奨する項目を厳選し、メニュー化した一覧表を、市町に提示します。
- ・この項目については、必要に応じて見直しを行います。

＜項目選定の考え方＞

- 「事務処理の迅速化等により住民サービスの向上につながる事務」
 - ・申請手続きや相談が、身近な市や町で処理できるようになり、住民の利便性が向上する事務
- 「市や町の個性を活かした地域づくりの推進が可能となる事務」
 - ・市町の裁量が拡がることにより、総合的・一体的に処理することが望ましい事務
- 「事務の一元的な処理により事務処理の効率化が図れる事務」
 - ・県の関与がなくなることにより、県との協議、報告、書類送付などに係る経費や時間縮減が図れる事務
- 「これまでの移譲実績を踏まえ移譲効果が期待される事務」
 - ・これまで移譲を受けた市町からの評価が高く、他の市町においても権限移譲の効果が期待される事務

5 市町への移譲支援策

(1) 財源措置

- ・移譲事務に係る経費については、地方交付税措置等が行われるものを除き、これまでと同様に「長崎縣市町権限移譲等交付金」制度により、所要の財源措置を行います。また、積極的な検討ができるよう、必要な情報をお示しします。

【参考】権限移譲等交付金の概要

権限移譲交付金 = 通常交付金 + 初年度交付金

通常交付金

移譲事務を処理するために必要な経費として交付する。

「交付基準額」を基に移譲事務の交付金額を算定する。

交付基準額 = 「交付単価（人件費 + 旅費 + 庁費）」 ×
「取扱件数（前年度実績）」

初年度交付金

事務移譲時の市町の一時的な財政負担の増大に対処するため初年度に限り交付する。

(2) 人的支援措置

- ・移譲事務に関し、専門的知識・技術を有する職員を配置する必要がある場合においては、市町の要望の内容を踏まえ、県職員の派遣や市町からの実務研修職員・派遣職員の受け入れを行います。

(3) その他支援措置

- ・移譲事務については、必要に応じ、県担当課による事務説明会の開催や市町職員の研修を実施します。
- ・必要に応じ、事務処理の方法、留意点などを内容とする事務処理要領を作成し、提供します。
- ・移譲事務の執行に当たり、条例・規則等の整備を行わなければならないものについては、必要に応じて助言を行います。

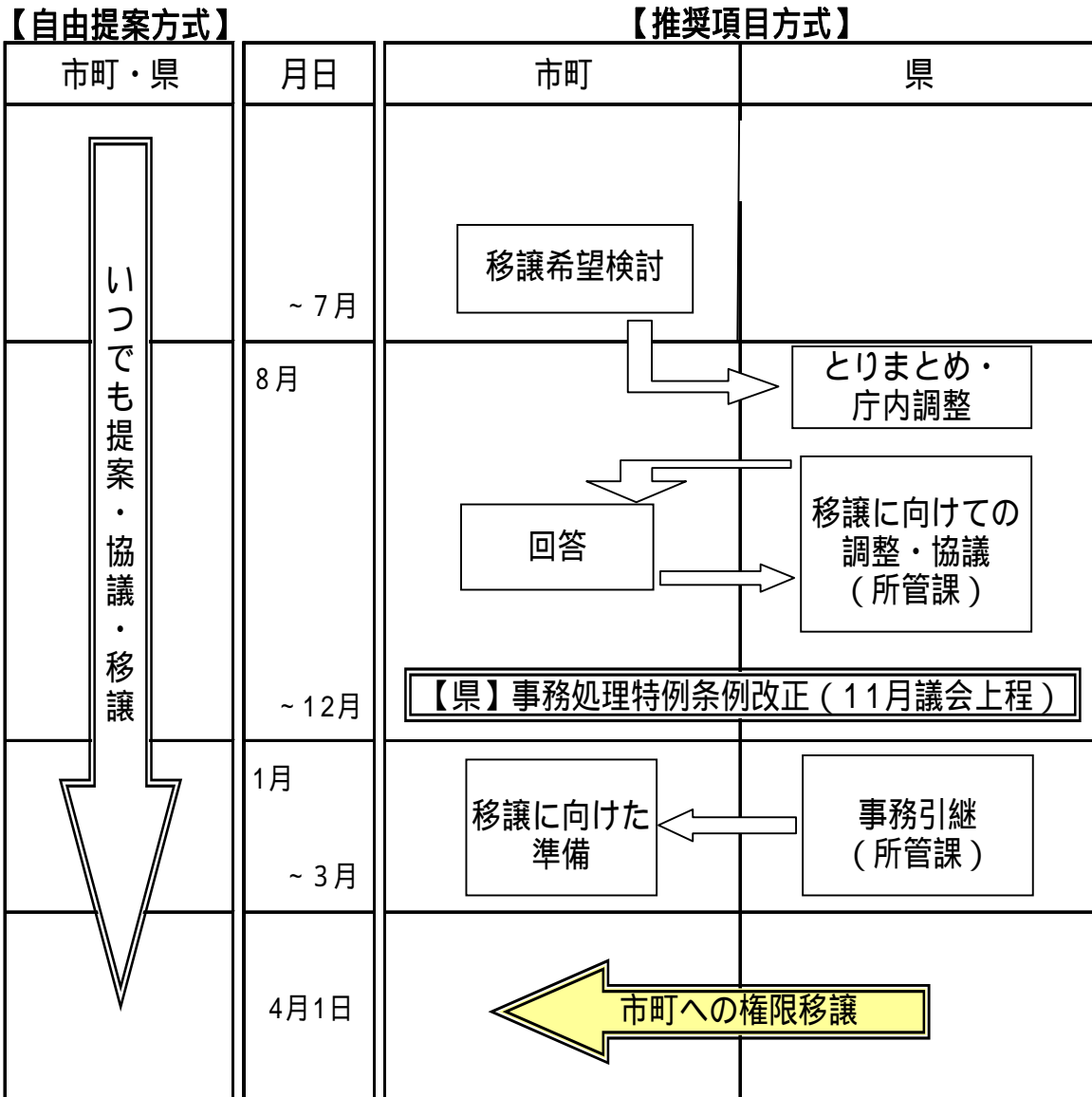
(4) 移譲後の支援等

- ・県全体としての行政サービスを確保するため、法令改正や事務処理に関する情報提供等を行うほか、必要に応じ研修会の開催や実務実施上の助言などの支援を行います。

6 権限移譲のスケジュール

県から市や町への移譲時期は毎年度4月1日を基本とします。(但し、それに
 抛りがたい事務は県と市町で協議し適切な時期を定めます。)

移譲についての毎年度の標準的なスケジュールは次のとおりです。

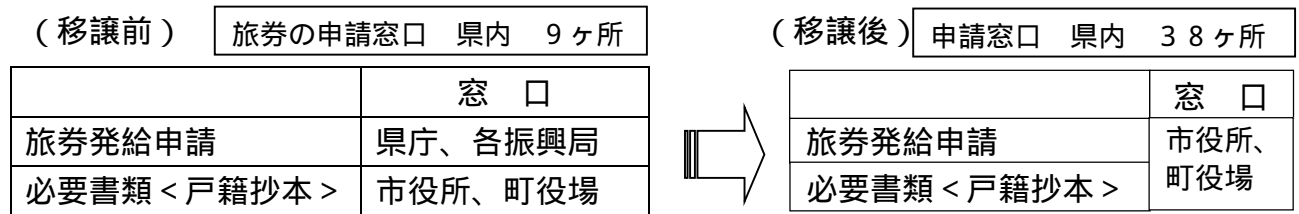


(翌年度4月1日に移譲する場合)

<参考>

これまでの権限移譲による効果

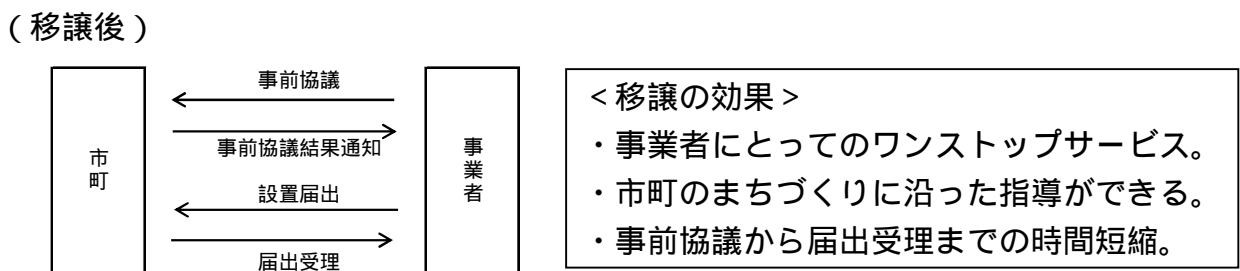
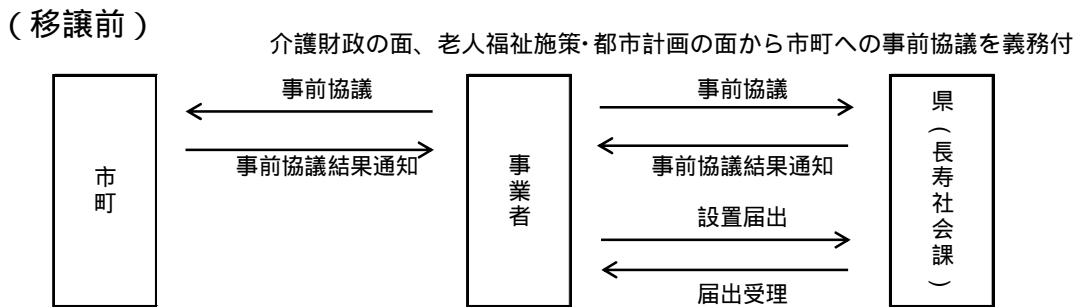
旅券発給に関する事務（21市町移譲済み）



<移譲の効果>

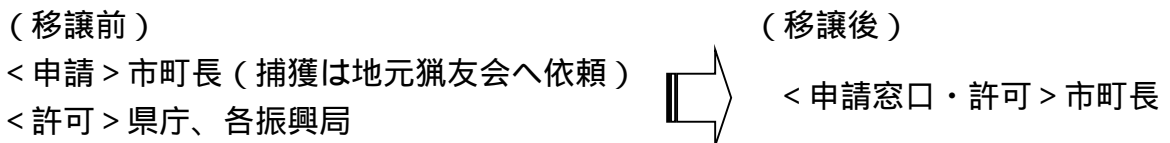
- ・申請窓口が身近になり住民サービスが向上。
- ・市町の窓口で戸籍の取得から旅券申請までができるため手続きの手間が省ける。

有料老人ホームの設置届出の受理等に関する事務（1市移譲済み）



鳥獣の捕獲許可等に関する事務（21市町移譲済み）

(例) 有害鳥獣捕獲許可（イノシシ・シカなど）



<移譲の効果>

- ・これまで市町において、猟友会と県の両方の調整が必要であったが、移譲後は猟友会との調整で済み、許可までの期間の短縮、緊急時の対応が柔軟にできる。

火薬類の製造の許可等に関する事務（４市移譲済み）

（例）煙火消費許可

（移譲前）

<申請> 地元の祭り実行委員会（市町が主催・共催するところが多い）

<許可> 県庁、各振興局 公安委員会へ意見聴取、消防署へ許可の通報

（移譲後）

<申請窓口・許可> 市町長

<移譲の効果>

- ・ 市町（消防）が処理することで事故防止や事故発生時の対応について、より具体的に指示することができる。
- ・ 移譲後は市町で事務が完結するため、祭りの実行委員会の体制・スケジュール等にあわせ柔軟な対応が可能（許可までの期間短縮など）。

動物の飼養又は収容の許可に関する事務（１６市町移譲済み）

（移譲前）

<申請> 動物の飼養又は収容者

<許可> 県庁

（移譲後）

<申請窓口・許可> 市町長

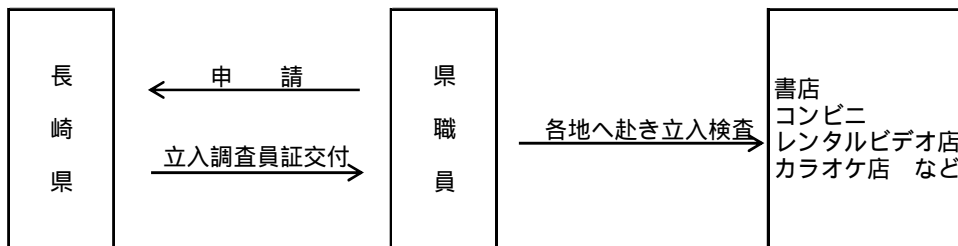


<移譲の効果>

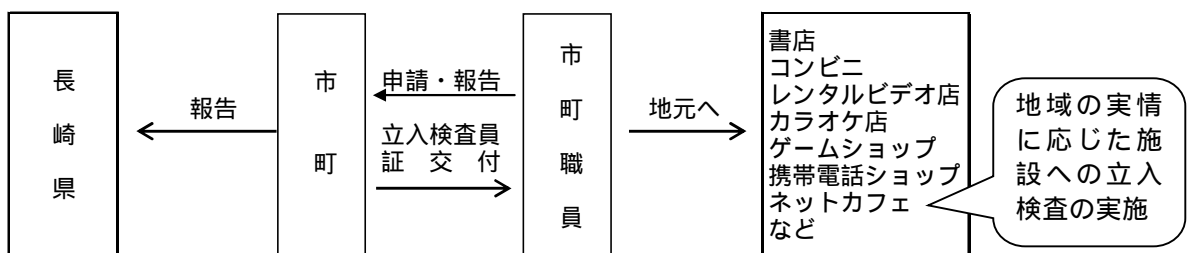
- ・ 市町が処理することで、事務処理時間の短縮及び効率化が図られる。
- ・ 市町は、地域の実情を常に把握できるため、動物の飼養又は収容設置者に対する迅速な対応、指導が実施できる。

興行施設等の立入調査に関する事務（１９市町移譲済み）

（移譲前）



（移譲後）



<移譲の効果>

- ・ 地元の視点で即座に対応でき、また地域の実情に応じた日常的な立入検査業務ができる。
- ・ 立入調査に協力する地域住民の方々の意識・知識の向上。